

# ドイツにおける連立協定合意内容の税務関連項目 の概要

April 2025

---

## In brief

---

2025年4月9日、将来の政権パートナーとなるキリスト教民主社会同盟(以下、「CDU/CSU」と社会民主党(以下、「SPD」)は、連立協定の最終草案を発表しました。

本 Newsflash では、合意された連立協定の内容のうち、税務関連の概要をまとめています。

---

## In detail

---

### 1. 概要

2025年2月23日の総選挙で CDU/CSU が勝利して以降、CDU/CSU と SPD の間で連立協定の議論が進められてきましたが、2025年4月9日に合意に至りました。連立協定の内容については、当初は税制の他多くの分野で相違が生じている状況でしたが、最終的には共通の路線で合意がなされました。

公表された最終草案においては具体的な内容までは記載されておらず、概要のみの記載に留まっていますが、税制関連については主に以下の内容が記載されており、基本的には納税者の負担を軽減することを目的としています。

なお、これらを含め草案の内容は十分な財源が確保できることが条件となっていることに留意する必要があります。

### 法人税

- 法人税率を2028年1月1日から毎年1%ずつ5段階で引き下げる。
- 2025年、2026年、2027年の3年間、設備投資に対して30%の定率償却をおこなう投資促進案を導入する。
- 大企業に対するグローバルミニマム課税は維持し、恒久的な簡素化に向けた国際レベルでの取り組みを支持する。
- 研究開発税制の税額控除率の大幅な引き上げと手続きの簡素化。
- 電気自動車に対する特別償却の導入。
- 連帯付加税の維持。

### 営業税

- 営業税に係る最低倍率を200%から280%に引き上げる。この結果、営業税の最低税率は7%から9.8%に引き上げられる。

### 所得税

- 労働協約で合意されたフルタイム労働時間を超える時間外労働に対する手当は非課税とする。また、パートタイム労働からフルタイム労働への労働時間延長に対するボーナスに対して税制優遇が適用される。
- 2026年1月1日より、通勤手当に対する控除を1キロメートル目から38セントに恒久的に引き上げる。
- 電気自動車に対する税制優遇措置の総額上限を100,000ユーロに引き上げる。
- 労働組合加入に対する税制上の優遇措置の導入。

#### その他

- 脱税や租税回避に対する措置として、EUのブラックリストに非協力的な国を常に追加することの提唱、配当金に対する不当な減税を回避するためのさらなる措置の検討、申告漏れに対する管理の強化などを検討する。
- 税務官僚主義の軽減として、税の標準化、簡素化に努める。また、高度な電子化と人工知能による税務行政の強化や、確定申告の段階的な電子申告の義務化など、税務行政の電子化に努める。
- 企業および一般家庭の電力税が欧州の最低税率に引き下げられ、賦課金および送電網料金も引き下げられる。
- 電気自動車に対する自動車税免税措置の2035年までの延長。
- ドイツ政府基金が設立され、連邦政府が少なくとも100億ユーロの自己資金を拠出する。また、民間資本により少なくとも1,000億ユーロまで増額される。この基金は、成長と革新資本の分野における資金ギャップを埋めることを目的としている。この基金は、外国投資家にも開かれている。

## 2. 今後の動き

CSUは既に連立協定の内容を承認しているものの、CDUは2025年4月28日に小規模な党大会を開催して連立協定の内容を承認したいと考えています。また、SPDは2025年4月13日から2025年4月29日まで期間で連立協定の決定について、党员によるデジタル投票実施しています。その結果は2025年4月30日に発表される予定であるため、連立協定の最終調印は、各党が合意した後、つまり早くとも2025年4月30日以降になることが予定されています。

CDUの党首であるフリードリヒ・メルツ氏は、5月6日に首相へ選出される見通しとなっています。

## 3. 参考

- **英文 Newsflash**  
[Tax & Legal Newsflash](#)
- **ドイツ語 Newsflash**  
[Tax & Legal Newsflash](#)

---

## Let's talk

---



**Prof. Dr. Uwe Hohage**  
Partner, Japan Business  
Network (JBN) & Markets  
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
uwe.hohage@pwc.com  
+49 (0)160 90139585



**Thomas Riedl**  
Director, Corporate Tax,  
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0) 1511 7407710  
thomas.riedl@pwc.com



**Volker Wetzstein**  
Director, Corporate Tax,  
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0)151 161 48501  
volker.wetzsteini@pwc.com



**Takayuki Fujii**  
藤井 隆行  
Manager, Corporate Tax,  
Japan Business Network  
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0)171 495 5987  
takayuki.b.fujii@pwc.com

## Japan Business Network (JBN) について

PwC ドイツの Japan Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから: [Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.